

外国人の在留資格と活動(就労)範囲

就労目的で在留が認められる外国人(活動(就労)範囲以外の業務は就労できない)

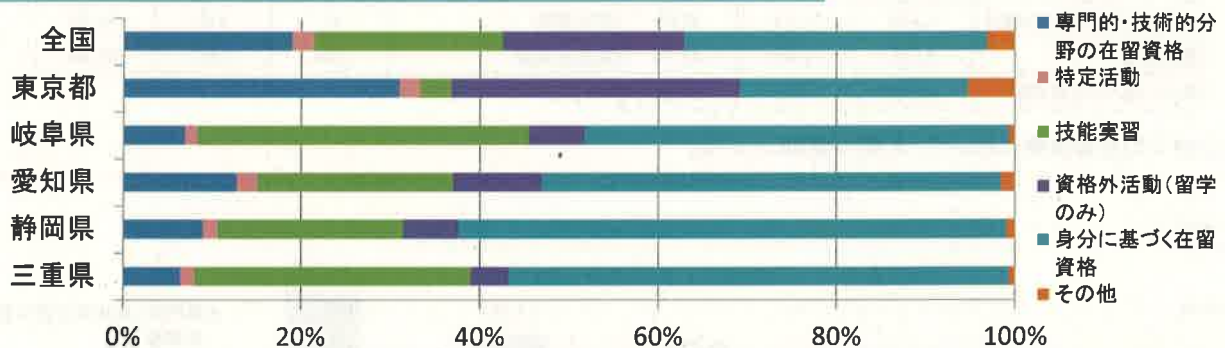
在留資格	活動(就労)範囲	在留資格	活動(就労)範囲	在留資格	活動(就労)範囲
教授	日本の大学等において研究、教育等をする活動	経営・管理	日本において貿易、事業経営、事業管理に従事する活動	企業内転勤	外国企業から日本企業に転勤して行う「技術・人文知識・国際業務」の活動
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学等、芸術上の活動	医療	医師、歯科医師等、医療に係る業務に従事する活動	介護	日本の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士資格を有する者が介護業務に従事する活動
宗教	外国の宗教団体により派遣された宗教家の行う布教活動等	研究	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究活動等(教授除く)	興業	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興業に係る活動
報道	外国の報道機関との契約に基づき行う取材、報道上の活動	教育	日本の小・中・高等学校等において語学教育をする活動	技能	日本の公私の機関との契約に基づいて行う熟練技能に従事する活動
高度専門職1号・2号	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究活動等及び貿易、事業経営、事業管理に従事する活動	法律・会計業務	外国法律事務弁護士、外国公認会計士等が法律、会計業務に従事する活動	技術・人文知識・国際業務	日本の公私の機関との契約に基づいて行う理工学、法学、経済学等、専門知識を要する業務に従事する活動

身分に基づき在留する者(就労制限なし)		その他の在留資格		就労活動が認められていない外国人	
在留資格	対象者の範囲	在留資格	在留資格の概要	在留資格	対象者の範囲
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者	技能実習	国際貢献のため、開発途上国の外国人を一定期間(最長6年)受け入れ、OJTを通じて技能を移転させる制度。80職種144作業が対象職として認定されている。	留学	日本の大学等で教育を受ける活動。卒業後、日本国内で就職する場合は、在留資格の変更申請が必要。従事する業務が「技術・人文知識・国際業務」又は「特定技能」に該当するほか一定の基準に適合することが必要。
日本人の配偶者	日本人の配偶者及び実子等	特定活動	法務大臣が個々の活動について特に指定する活動。(ワーキングホリデー、EPAに基づく外国人看護師等、建設、大学等を卒業した留学生の就職活動など)	家族滞在	就労目的で在留が認められる外国人等の配偶者又は子
永住者の配偶者等	永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子				就労には「資格外活動許可」が必要。ただし、1週間28時間以内に限り(留学生の夏休みなどの休業期間中は、1日8時間以内)。
定住者	日系3世等				

全国における外国人雇用状況

○岐阜県における在留資格別の雇用状況は、永住者や日本人を配偶者に持つ人など「身分に基づく在留資格」が14,887人と最も多く、次いで「技能実習」が11,641人となっている。

全国、東京都及び東海4県別の在留資格割合(平成30年10月末現在)



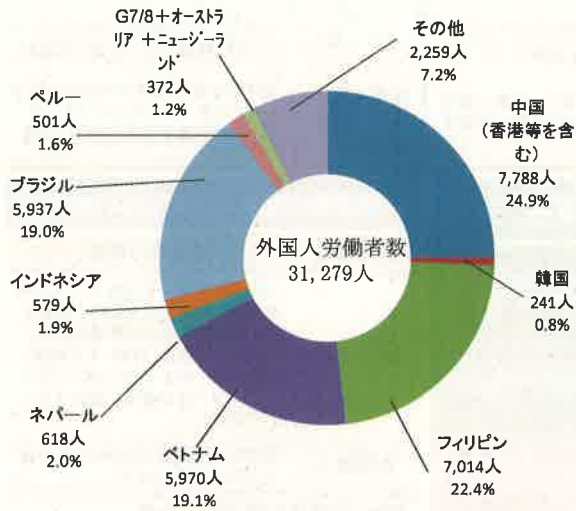
都道府県	計	専門的・技術的分野	特定活動	技能実習	資格外活動(留学のみ)	身分に基づく在留資格	その他
全国	1,460,463	276,770	35,615	308,489	298,461	495,668	45,460
東京都	438,775	135,867	10,354	15,182	142,078	112,208	23,086
岐阜県	31,279	2,154	429	11,641	1,966	14,887	202
愛知県	151,669	19,371	3,430	33,310	15,103	78,053	2,402
静岡県	57,353	5,103	941	11,989	3,547	35,244	529
三重県	24,220	1,554	380	7,509	1,024	13,599	154

※「その他」は家族滞在の資格外活動及び在留資格が確認できていない者

岐阜県における外国人雇用状況

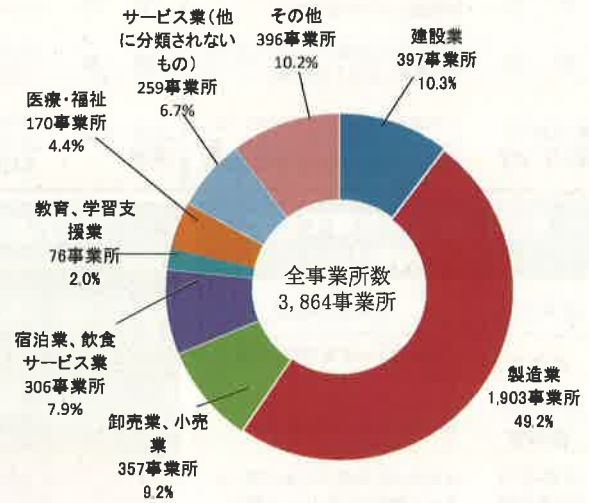
国籍別外国人労働者の割合

○国籍別にみると、中国が全体の24.9%を占め、次いでフィリピンが22.4%、ベトナムが19.1%、ブラジルが19.0%となっている。



産業別外国人雇用事業所の割合

○産業別にみると「製造業」が49.2%を占め、次いで「建設業」が10.3%、「卸売業、小売業」が9.2%、「宿泊業、飲食サービス業」が7.9%、「サービス業(他に分類されないもの)」が6.7%となっている。



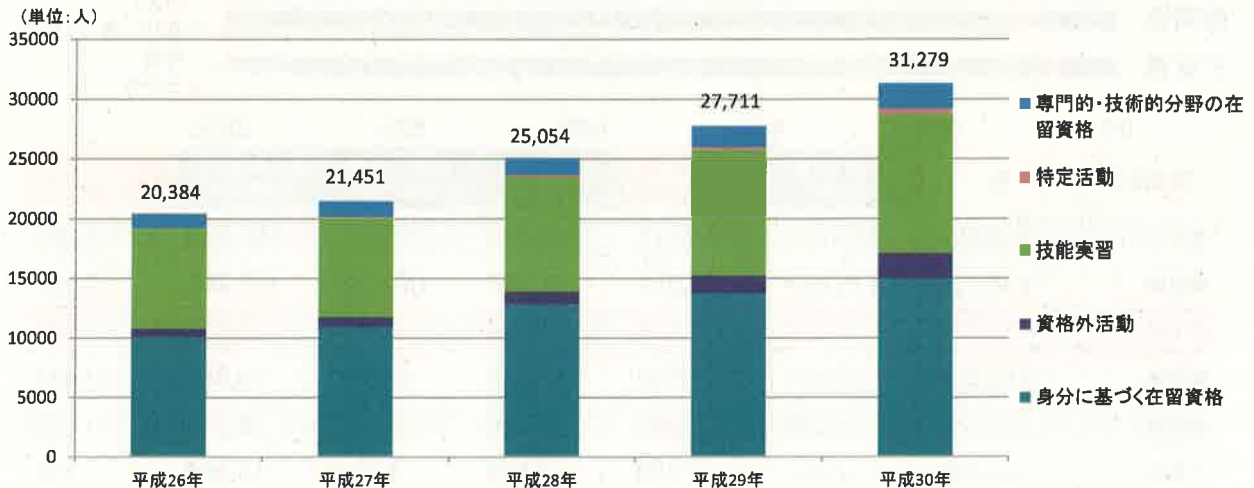
3

岐阜県における在留資格者別にみた外国人労働者数の推移

○平成26年の外国人労働者数は20,384人。平成30年は31,279人であり、この5年間で1.5倍に増加している。
○在留資格別にみた平成26年と平成30年の比較

在留資格	平成26年	平成30年	増減比	在留資格	平成26年	平成30年	増減比
専門的・技術的分野の在留資格	1,249	2,154	42.0%	特定活動	67	429	84.4%
技能実習	8,355	11,641	28.2%	資格外活動	684	2,167	68.4%
身分に基づく在留資格	10,029	14,887	32.6%				

○全ての在留資格において、大幅に増加している。



※「資格外活動」は、「留学」及び「家族滞在」の在留資格で就労している者

4

新たな外国人材の受け入れに関する制度(特定技能)の概要(平成31年4月施行)

背景

○中小企業をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が生じているため、現行の専門的・技術的分野における外国人材の受け入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有する外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

○真に受け入れが必要と認められる人手不足分野に着目し、一定の専門分野・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れるための新たな在留資格を創設する。

特定技能1号

相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人として、

1. 受入れ業種で働くために必要な技能水準を満たしていること(業所管省庁が定める試験等によって確認)。
2. 日本語能力水準(N4レベル)を満たしていること。
(技能実習2号を修了した者は、上記水準を満たしているものとし、試験等を免除。)

在留期間最長5年(更新不可)

家族帯同：不可

★対象分野(14分野)

- 農業 ○漁業 ○建設 ○造船・船用工業
- 飲料食品製造業 ○電気・電子情報関連産業
- 素材形産業 ○産業機械製造業 ○自動車整備
- 宿泊 ○航空 ○ビルクリーニング
- 外食業 ○介護

特定技能2号

同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人として、

1. 受入れ業種で熟練した技能を有すること(業所管省庁が定める試験等によって確認)。

在留期間の更新ができ、条件を満たせば永住申請も可能。

○永住権許可要件

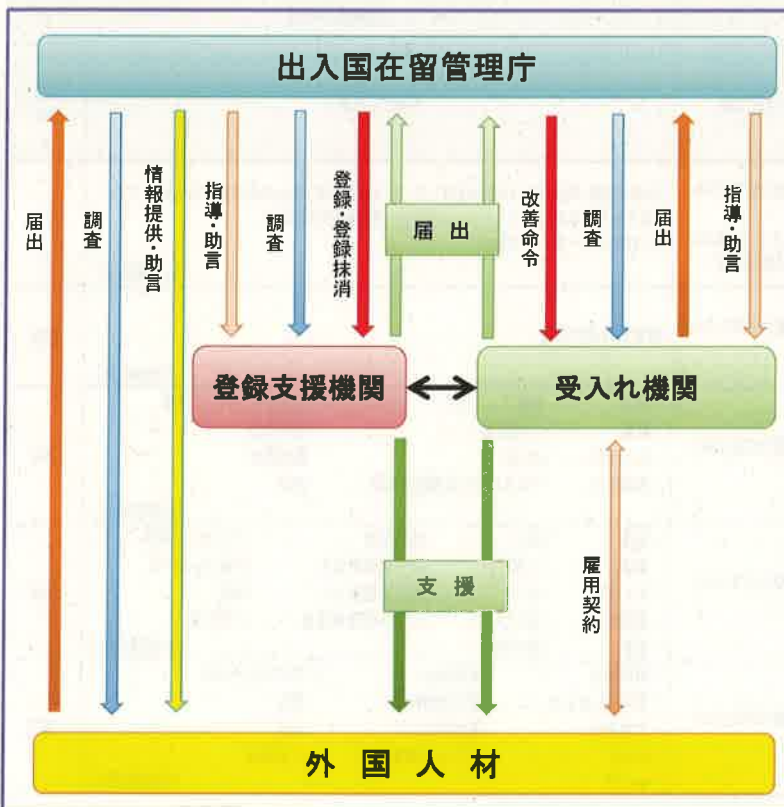
1. 素行が善良であること
2. 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること
3. その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

家族帯同：可能

★対象分野(現在2分野)

- 建設 ○造船・船用工業

「特定技能」の受け入れスキーム(1)



受入れ機関とは

○外国人と直接雇用契約を結ぶ企業などを言い、報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、以下の基準に該当すること。

- ・労働関係法令、社会保険関係法令の遵守
- ・欠格事由に該当しないこと等
- ・支援計画に基づき、適正な支援を行える能力、体制があること等

○支援計画とは、次のような項目に関する計画

- ・入国前の生活ガイダンスの提供
- ・外国人の住宅の確保
- ・在留中の生活オリエンテーションの実施
- ・生活のための日本語習得の支援
- ・外国人からの相談、苦情への対応
- ・各種行政手続きについての情報提供
- ・非自発的離職時の転職支援
- ・その他

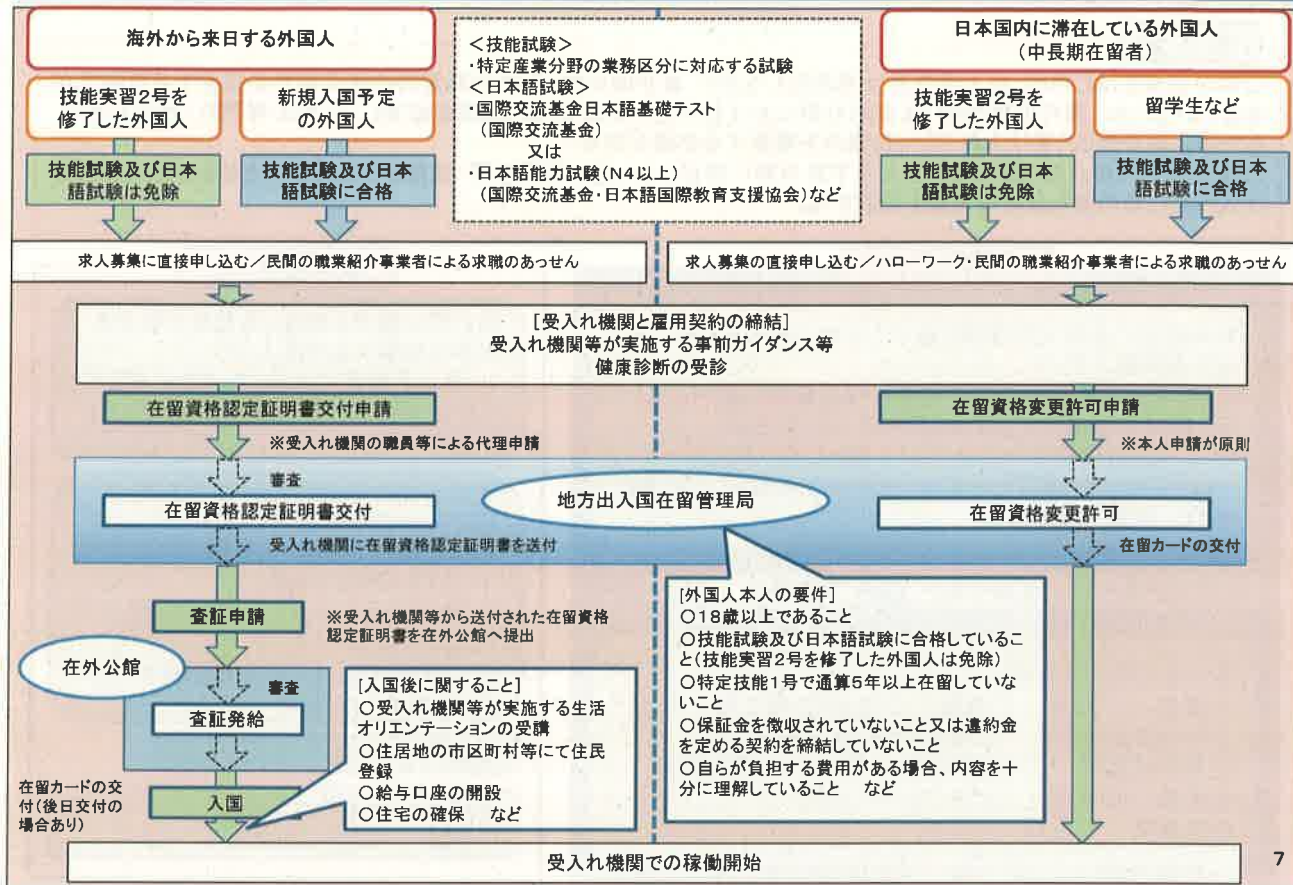
登録支援機関とは

○受入れ機関に代わって支援計画の作成・実施を行う機関で、支援体制を備えた業界団体、民間法人、社会保険労務士等の幅広い主体が対象となり、以下の基準に適合すること。

- ・欠格事由に該当しないこと等
- ・支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること等

「特定技能」の受入れスキーム(2)

※資料出所: 法務省資料



分野別運用方針の概要(1)

分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の最大値)	人材基準		その他重要事項		雇用形態
		技能試験	日本語試験	従事する業務		
厚生労働省	介護	介護技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等 (上記加えて)介護日本語評価試験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外		直接 [1試験区分]
	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・建築物内部の清掃		直接 [1試験区分]
経済産業省	素形材産業	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	<ul style="list-style-type: none"> ・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・溶接 ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 		直接 [13試験区分]
	産業機械製造業	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	<ul style="list-style-type: none"> ・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械検査 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・溶接 ・工業包装 		直接 [18試験区分]
	電気・電子情報関連産業	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 		直接 [13試験区分]

※資料所: 法務省資料

分野別運用方針の概要(2)

国土交通省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装	直接 [11試験区分]
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て	直接 [6試験区分]
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	直接 [1試験区分]
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港グランドハンドリング)又は(航空機整備)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	直接 [2試験区分]
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供	直接 [1試験区分]
農林水産省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般)又は(畜産農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	直接 派遣 [2試験区分]
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業)又は(養殖業)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(種)・処理、安全衛生の確保等)	直接 派遣 [2試験区分]
	飲食品製造	34,000人	飲食品製造業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	直接 [1試験区分]
	外食業	53,000人	外食業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	直接 [1試験区分]

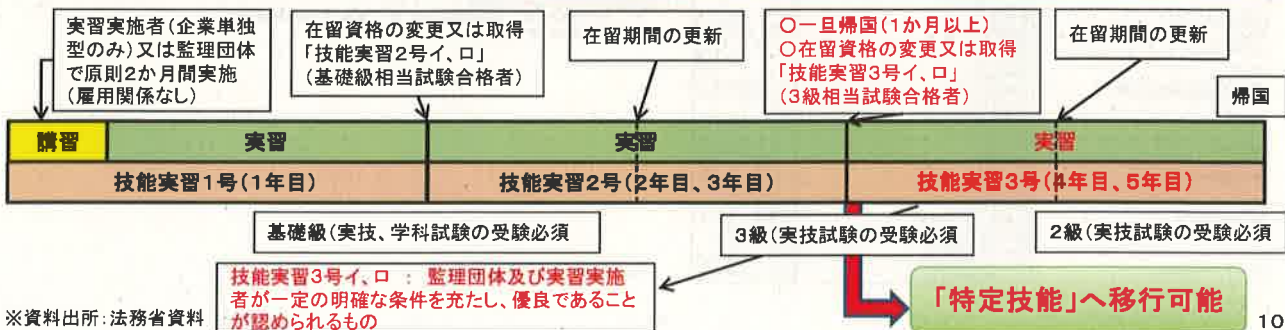
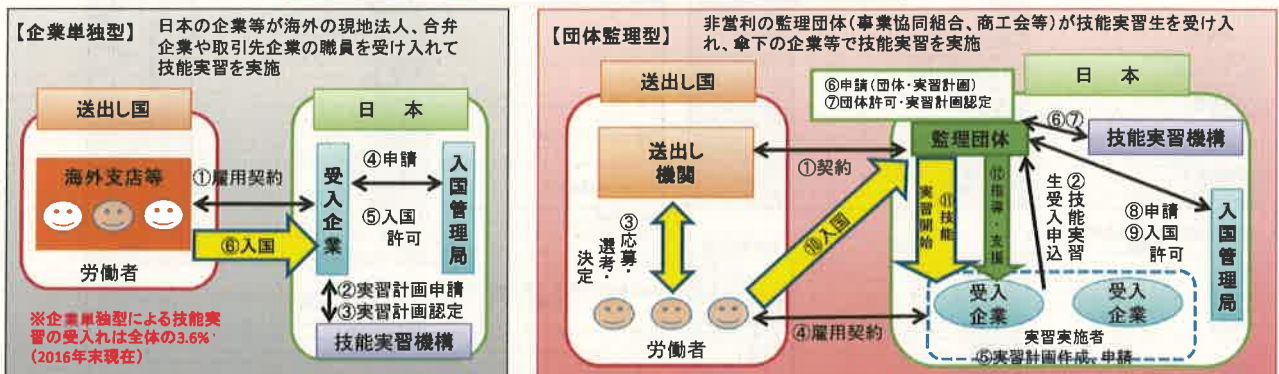
※資料出所:法務省資料

9

技能実習制度のスキーム及び特定技能への移行

技能実習制度は、国際貢献のため開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度(平成5年に制度創設)。

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ及び技能実習の流れ



※資料出所:法務省資料

10

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係性(1)

農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	特定技能分野
解種農業	施設園芸	農業
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	
	養鶏	
	酪農	

漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	特定技能分野
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	ほたてがいまがき養殖	

食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	特定技能分野	
缶詰巻縛	缶詰巻縛	飲料食品製造業	
食品処理加工業	食品処理加工		
加熱性水産加工食品製造業	魚類製造		
	加熱乾燥食品製造		
	調味加工食品製造		
非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造		
	塩漬品製造		
	乾燥品製造		
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造		
牛豚部分肉処理加工業	牛豚部分肉製造		
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造		
パン製造業	パン製造		
そう菜製造業	そう菜加工		
農産物漬物製造業	農産物漬物製造		
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造		外食業

建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	特定技能分野
さく井	バーカッション式さく井工事	
	ロータリー式さく井工事	
建設板金	ダクト板金	
	内外装板金	
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工	
	器具製作	
建築大工	大工工事	建設
型枠施工	型枠組立て	
鉄筋施工	鉄筋組立て	
とび	とび	
石材施工	石材加工	
	石張り	
タイル張り	タイル張り	
かわらぶき	かわらぶき	
左官	左官	建設
配管	給湯配管	
	プラント配管	
断熱断熱施工	保温保冷工事	
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	
	カーペット系床仕上げ工事	
	舗装下地工事	
	ボード仕上げ工事	
	カーテン工事	
サッシ施工	ビル用サッシ施工	
防水施工	シーリング防水工事	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	建設
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	建設
敷設	敷設	
	押土・盛り	
	傾込み	
建設機械施工	掘削	
	締固め	
蒸炉	蒸炉	

※資料出所:法務省資料

11

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係性(2)

繊維・衣服関係(10職種29作業)

職種名	作業名	特定技能分野	
紡績運転	紡績工程	繊維・衣服製造業	
	練紡工程		
	織造工程		
織布運転	倉ねん糸工程		
	準備工程		
染色	製織工程		
	仕上げ工程		
ニット製品製造	糸選染		
	織物・ニット製造		
たて織ニット生地製造	織平製造		
	丸織みニット製造		
織入り巾着製造	たて織ニット生地製造		
	織入り巾着製造		
紳士服製造	織入り巾着製造		
	紳士服製造		
下着製造	下着製造		
	下着製造		
道具製作	道具製作		
	織じゅうたん製造		
カーペット製造	タフテッドカーペット製造		
	ニードルパンチカーペット製造		
帆布製品製造	帆布製品製造		
	ワシヤップ製造		
遊楽シート縫製	遊楽シート縫製		
	遊楽シート縫製		

機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	特定技能分野	
鍛造	鍛造物製造	金属・金属製造業	
	非熱金属物製造		
鍛造	ハンマ型鍛造		
	プレス鍛造		
ダイカスト	ホットチャージダイカスト		
	コールドチャージダイカスト		
機械加工	普通機械		
	フライス盤		
金属プレス加工	機械制御装置		
	マシニングセンター		
鉄工	金属プレス		
	構造物鉄工		
工場板金	機械板金		
	電気めっき		
アルミニウム陽極酸化処理	滑動部防めっき		
	陽極酸化処理		
仕上げ	滑動部防めっき		
	滑動部防めっき		
機械検査	金型仕上げ		
	機械組立仕上げ		
機械検査	機械検査		
	機械検査		
電子機器組立て	電子機器組立て		
	印刷製版組立て		
電気機器組立て	電子機器組立て		
	印刷製版組立て		
プリント配線板製造	印刷製版組立て		
	印刷製版組立て		

その他(14職種26作業)

職種名	作業名	特定技能分野	
器具製作	器具手加工	印刷製版業	
	オフセット印刷		
印刷製版	製本		
	圧縮成形		
プラスチック成形	射出成形		
	インフレーション成形		
強化プラスチック成形	ロー成形		
	平積み積層成形		
塗装	塗料塗装		
	塗料塗装		
漆工	塗料塗装		
	塗料塗装		
工業包装	手押塗		
	半自動塗		
紙製・紙ボール製造	工業包装		
	印刷精打抜き		
陶磁器工業製品製造	印刷精打抜き		
	印刷精打抜き		
自動車整備	印刷製版		
	印刷製版		
ビルクリーニング	印刷製版		
	印刷製版		
印刷	印刷製版		
	印刷製版		
リネンサプライ	印刷製版		
	印刷製版		
社内検査型の職種・作業(1職種・3作業)	印刷製版		
	印刷製版		
印刷製版	印刷製版		
	印刷製版		

※技能実習2号移行対象職種・作業(平成30年12月28日現在 80職種144作業)
 ※特定技能分野欄の省略文字解説
 農…農業、産…産業機械製造業、電…電気・電子情報関連産業
 造…造船、船用工業

※資料出所:法務省資料

12

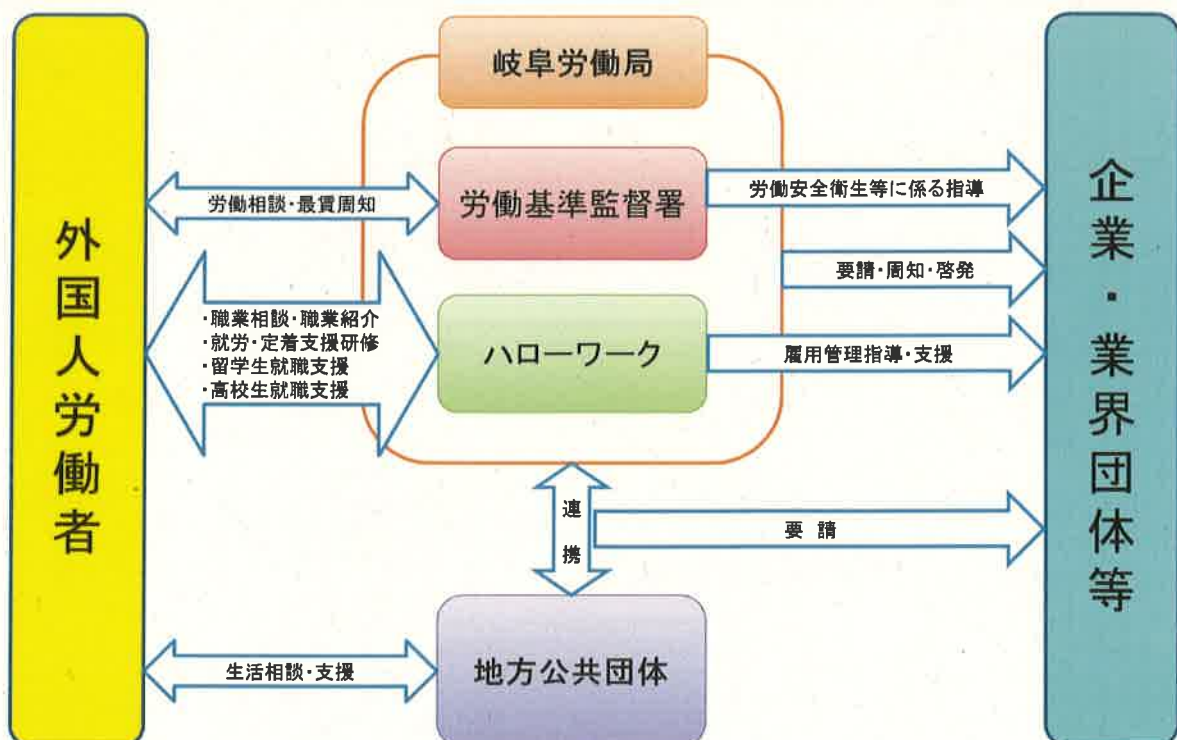
岐阜労働局の取組(1)

	具体的な取組み
適正雇用及び適正受入れのための周知等	最賃リーフレットの外国語版作成【新規】
	労災保険適用の周知強化【拡充】
	発注者等への要請と県民への周知【拡充】
	適正受入れ及び外国人雇用状況届出制度の周知【拡充】
相談窓口における支援	外国人労働相談コーナーの増設【拡充(調整中)】
	「外国人雇用サービスコーナー」に専門相談員及び通訳を配置し、職業相談及び雇用管理に関する支援【拡充】
	外国人就労・定着支援研修の拡充による定住外国人の就職支援【拡充(調整中)】
	通訳不在のハローワーク等における「多言語コンタクトセンター」の活用による職業相談【継続】
事業主指導及び支援	母国語による安全衛生教育と表示等の指導拡大【拡充】
	外国人雇用管理アドバイザーによる雇用管理指導及び支援【拡充】
学校卒業予定者の支援	日本での就職を希望する留学生の就職支援【継続】
	外国人高校生を対象とした企業説明会【継続】
地方公共団体との連携強化	雇用対策協定を締結している地方公共団体と共同で「企業・団体への外国人の適正受入れのための要請」等を行うとともに、外国人労働者の雇用及び生活支援を連携して実施【新規】
	上記以外の地方公共団体においても、署所長等による外国人に係る課題等を情報共有することで、適切な支援の連携を図る【新規】

※平成31年度予算の成立が前提

13

岐阜労働局の取組(2)



※岐阜労働局の取組(1)を体系的に示したものの。

14

